

杉並区立大宮中学校いじめ防止基本方針

本校は「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」を受け、生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめ問題を克服することを目指して、以下の基本方針を策定する。

《いじめの定義》

<p>定義</p> <p>生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>基本的な考え方</p> <p>安心、安全のための学校として、いじめられた生徒の立場に立つ。</p>

<p>【いじめの重大事態の定義】</p> <p>法第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p> <p>1 第1号「生命、心身又は財産に重大な被害」とは</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合 <p>1 第2号「相当な期間」とは</p> <p>不登校の定義（問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）を踏まえ、年間30日を目安とする。</p> <p>また、連続して欠席しているような場合</p> <p>1 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合</p>
--

1 いじめ防止対策の基本的な考え方

全ての生徒はいじめを行ってはならない。しかし一方でどの生徒等にも起こり得るという認識に立ち、教育委員会及び学校は日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合はには速やかに解決を図る必要がある。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒等の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり絶対に許されない行為であり、全ての生徒はいじめを行ってはならない。

3 いじめを生まない、許さない学校

いじめが生徒等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、全ての生徒等が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教職員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に対応できる校内体制をつくる。

4 生徒等の主体的な行動を促す

生徒等のいじめに関する理解を深め、生徒がいじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように促す。

5 家庭・地域・関係機関と連携した取り組み

いじめが複雑化、多様化する中、家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図り、いじめの問題解決に向けて取り組む。

6 本校におけるいじめ防止等に関する取り組み

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織「いじめ対策委員会」を設置する。
(構成員：校長、副校長、生活指導主任、各学年の生活指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー)
- (2) 未然に防止するための取組方針
 - ・規範意識の醸成や生命尊重、思いやりの心の育成
 - ・道徳教育や人権教育、「いのちの教育」、「生き方を学ぶ教育」の充実、読書活動・体験活動などの推進
 - ・授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくり
 - ・互い理解し合い、互いに認め合える人間関係の構築
 - ・「ふれあい月間」等を活用したいじめアンケートの実施、スクールカウンセラーを活用した生徒への個別面談
 - ・「中学生未来サミット」等の取組みを通して、生徒自身がいじめは絶対に許されないことを自覚すること
 - ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質・能力の向上
- (3) 早期発見、早期対応に向けた取組み
 - ・生徒のささいな変化に気付く
 - ・気付いた情報を校内で確実に共有する
 - ・「ふれあい月間」等を活用したいじめアンケートの実施、スクールカウンセラーを活用した生徒への個別面談
 - ・事実関係の把握及び情報に基づき速やかに組織的に対応する
 - ・学校、保護者等がいじめを許さないという姿勢を持ち、互いに情報を共有しつつ解決を図る。
そのための学校と保護者等との信頼関係を築く。
 - ・いじめの実態を報告してくれた生徒・保護者への安全を確保する
 - ・被害生徒のケア（スクールカウンセラーの活用）
 - ・加害生徒の指導（何を反省して次ぎにどう生かすか、謝罪）
 - ・保護者へ連絡、説明
 - ・いじめに関する情報収集（調査）と記録の作成
 - ・教育委員会への迅速な報告と連携した対応
- (4) 重大ないじめ事態が発生した場合の対応方針

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織において、重大事態であると判断した場合は又は重大事態に発展しそうな場合のほか、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、速やかに済美教育センター教育SATに報告する。その際、いじめの主旨と学校で把握した事実を明確に伝える。

7 教育機関や関係機関との連携

- ・心理や福祉の専門家と連携した対応
- ・関係者との情報共有や役割分担による対応

8 いじめ防止に向けた校内組織（いじめ防止等に関する措置を実行的に行うための仕組み）

- ①生活指導部、いじめ対策委員会
- ②校長＋副校長＋生活指導部＋学年＋担任
- ③校長＋副校長＋生活指導部＋いじめ対策委員会＋学年＋担任

○生活指導主任の役割

- ・警察、地域、他校、他学年、からの情報収集、集約、連携
- ・指導体制の構築、指導経過の把握
- ・再発防止のための全体指導
- ・いじめ対策委員会との連携、方針策定

9 教職員のいじめ防止に向けた対応能力を図るための取組

- ・いじめ問題に対する校内での共通理解、共通実践
- ・いじめ問題への対応の仕方や体制を確実に理解する
- ・ネット上のいじめの理解や対応の確認

10 その他

- ・教員が結束して、いけないことはいけないと、きちんと伝える姿勢
- ・生徒のよさを見つけ認め、ほめる指導
- ・教員からの声かけ（あいさつなど）
- ・全体指導、学級指導等で、一人一人の生徒に考えさせる機会をつくる

附 則

- 1 平成29年4月1日校長決定により策定した杉並区立大宮中学校いじめ防止基本方針を、国の基本方針及び杉並区のガイドラインの内容を踏まえ、平成29年10月1日に改定した。